

○匝瑛市墓地等の経営の許可等に関する条例

平成 18 年 1 月 23 日

条例第 101 号

(趣旨)

第 1 条 この条例は、墓地、埋葬等に関する法律(昭和 23 年法律第 48 号。以下「法」という。)第 10 条に規定する墓地、納骨堂又は火葬場(以下「墓地等」という。)の経営の許可等の基準その他墓地等の経営に関し、法令に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この条例の用語の意義は、法の定めるところによる。

(経営許可の申請)

第 3 条 法第 10 条第 1 項の規定による墓地等の経営の許可を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書に規則で定める書類及び図面を添付して、市長に提出しなければならない。

- (1) 申請者の氏名及び住所(法人にあっては、その名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名)
- (2) 墓地等の名称
- (3) 経営の計画
- (4) 墓地等の用地の所在、地番、地目及び面積
- (5) 墓地等の構造
- (6) 工事完了年月日

(変更許可の申請)

第 4 条 法第 10 条第 2 項の規定による墓地等の変更の許可を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書に規則で定める書類及び図面を添付して、市長に提出しなければならない。

- (1) 申請者の氏名及び住所(法人にあっては、その名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名)
- (2) 墓地等の名称
- (3) 変更後の経営の計画
- (4) 変更に係る墓地等の用地の所在、地番、地目及び面積

- (5) 変更後の墓地等の構造
 - (6) 変更に係る工事完了年月日
 - (7) 変更の理由
- (廃止許可の申請)

第5条 法第10条第2項の規定による墓地等の廃止の許可を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書に規則で定める書類及び図面を添付して、市長に提出しなければならない。

- (1) 申請者の氏名及び住所(法人にあっては、その名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名)
 - (2) 墓地等の名称
 - (3) 廃止に係る墓地等の用地の所在、地番、地目及び面積
 - (4) 廃止の理由
- (許可の基準)

第6条 市長は、法第10条第1項の規定による墓地の経営の許可の申請があった場合において、当該申請により墓地となる区域の経営が次の各号のいずれかに該当し、かつ、当該区域が次条から第9条まで及び第13条に規定する基準に適合していると認められるときでなければ、同項の許可をしてはならない。

- (1) 地方公共団体が経営しようとするとき。
- (2) 宗教法人、公益社団法人又は公益財団法人(以下「宗教法人等」という。)が永続的に自己の所有地に設置した墓地を経営しようとするとき。
- (3) 自己又は自己の親族のために設置された墓地を自己又は自己の親族のために引き継いで経営しようとするとき。
- (4) 災害の発生又は公共事業の実施に伴い自己又は自己の親族のために設置された墓地を移転して、自己又は自己の親族のために新たに墓地を経営しようとする場合で、宗教的感情上及び公衆衛生上支障がないと市長が認めるとき。

2 市長は、法第10条第1項の規定による納骨堂又は火葬場の経営の許可の申請があった場合において、当該申請による経営が地方公共団体又は宗教法人等によるものであり、かつ、当該申請に係る施設が第10条から第13条までに規定する基準に適合していると認められるときでなければ、同項の許可をしてはな

らない。

3 市長は、法第 10 条第 2 項の規定による墓地の区域の変更の許可の申請があった場合において、当該変更により墓地となる区域の経営が当該変更をする前の経営と一体性を有するものとして規則で定める要件に該当し、かつ、次の各号に掲げる場合にあつては、当該各号に定める基準に適合していると認められるときでなければ、同項の許可をしてはならない。

(1) 当該変更により新たに墓地となる区域がある場合 当該区域が次条から第 9 条までに規定する基準に適合していること。

(2) 当該変更により墓地でなくなる区域がある場合(引き継いで法第 10 条第 1 項又は第 2 項の許可を受けて経営する者がある場合を除く。) 当該区域における改葬が完了していること。

4 市長は、法第 10 条第 2 項の規定による納骨堂又は火葬場の施設の変更の許可の申請があった場合において、当該施設が第 10 条から第 13 条までに規定する基準に適合していると認められるときでなければ、同項の許可をしてはならない。

5 市長は、法第 10 条第 2 項の規定による墓地又は納骨堂の廃止の許可の申請があった場合において、当該申請に係る墓地又は納骨堂の改葬が完了していると認められるときでなければ、同項の許可をしてはならない。ただし、当該申請に係る墓地又は納骨堂を引き継いで法第 10 条第 1 項又は第 2 項の許可を受けて経営する者がある場合は、この限りでない。

(墓地の環境基準等)

第 7 条 墓地は、次に掲げる基準に適合しなければならない。

(1) 河川、海又は湖沼から墓地までの距離は、20 メートル以上であること。

ただし、河川、海又は湖沼の改修等がなされている場合で宗教的感情上及び公衆衛生上支障がないと市長が認めるときは、この限りでない。

(2) 埋葬に係る墳墓の所在する墓地にあつては、住宅等(住宅、学校、保育所、図書館、公民館及び病院をいう。以下同じ。)の用に供する敷地から墓地までの距離は、100 メートル以上であること。

(3) 墓地を設置する場所は、高燥で、かつ、飲用水を汚染するおそれのない土地であること。

- (4) 前各号に掲げるもののほか、墓地を設置する場所は、公衆衛生上支障がない土地であること。
- 2 前項の規定にかかわらず、災害の発生又は公共事業の実施により墓地を移転することが必要であり、かつ、その移転する場所が公衆衛生上支障がないと市長が認める場合は、同項第2号の規定を適用しない。
- 3 第1項の規定にかかわらず、墓地の設置後において、当該墓地の経営者以外の者が同項第2号に規定する距離内に住宅等を設置した場合において、公衆衛生上支障がないと市長が認めるときは、同号の規定を適用しない。

(墓地の施設基準)

第8条 墓地の施設は、次に掲げる基準に適合しなければならない。

- (1) 墓地の境界の内側に、当該境界に接し3メートル以上の幅の緑地帯を設け、かつ、当該墓地の境界から3メートル以上内側に、当該墓地の境界から墳墓が見えないように障壁等を設けること。ただし、1,000平方メートル未満の墓地であって、当該墓地の境界に当該墓地の境界から墳墓が見えないように障壁等を設けるものについては、この限りでない。
- (2) 墓地の出入口には、門扉を設けること。
- (3) 墓地内には、砂利敷その他ぬかるみとならない構造を有し、かつ、幅員が1メートル以上である通路であって、各墳墓に接続しているものを設けること。ただし、墳墓の構造、配置等により宗教的感情上及び公衆衛生上支障がないと市長が認める場合は、この限りでない。
- (4) 墳墓1区画当たりの面積は、1.5平方メートル以上であること。
- (5) 墓地内には、適当な排水路を設け、雨水又は汚排水が停留しないようにすること。
- (6) 墓地には、便所、使用水の施設及び管理事務所を設けること。ただし、墓地の利用者が使用できる便所、使用水の施設及び管理事務所が近くにあり、宗教的感情上及び公衆衛生上支障がないと市長が認める場合は、この限りでない。

(3,000平方メートル以上の墓地の基準)

第9条 3,000平方メートル以上の墓地は、前2条に規定するもののほか、次に掲げる基準に適合しなければならない。ただし、拡張することにより3,000平

方メートル以上の面積となる場合で、宗教的感情上及び公衆衛生上支障がないと市長が認めるときは、この限りでない。

- (1) 前条第 1 号に規定する障壁等の内側に、当該障壁等に接し、次の表の左欄に掲げる墓地の面積に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる幅の緑地帯を設けること。ただし、土地の形状及び墳墓の配置状況により宗教的感情上及び公衆衛生上支障がないと市長が認める場合で、当該緑地帯の面積と同面積の緑地を墓地内に設けるときは、この限りでない。

3,000 平方メートル以上 4,000 平方メートル未満	1 メートル以上
4,000 平方メートル以上 5,000 平方メートル未満	2 メートル以上
5,000 平方メートル以上	3 メートル以上

- (2) 墓地内の主要な通路の幅員は、3 メートル以上とすること。

(納骨堂の施設基準)

第 10 条 納骨堂の施設は、次に掲げる基準に適合しなければならない。

- (1) 納骨堂の周囲は、相当の空地を有し、かつ、その境界に障壁又は密植したかん木の垣根等を設けること。ただし、建物の一部において堅固な障壁等で他の施設と区画して経営する納骨堂にあつては、この限りでない。

- (2) 納骨堂の出入口には、門扉を設けること。

- (3) 納骨堂には、便所、使用水の施設、待合室及び管理事務所を設けること。ただし、納骨堂の利用者が使用できる便所、使用水の施設、待合室及び管理事務所が近くにあり、宗教的感情上及び公衆衛生上支障がないと市長が認める場合は、この限りでない。

2 前項に定めるもののほか、納骨装置の存する建物(前項第 1 号ただし書に規定する納骨堂にあつては、当該納骨堂)は、次に掲げる基準に適合しなければならない。

- (1) 耐火建築構造とし、内部の設備は、不燃材料を用いること。

- (2) 内部には、除湿装置を設けること。

- (3) 出入口及び納骨装置には、施錠ができること。ただし、納骨装置の存する場所の立入りが納骨堂の管理者に限られる場合の納骨装置については、この限りでない。

(火葬場の環境基準等)

第 11 条 火葬場は、次に掲げる基準に適合しなければならない。

(1) 住宅等の用に供する敷地から火葬場までの距離は、100 メートル以上であること。ただし、公衆衛生上支障がないと市長が認める場合は、この限りでない。

(2) 前号に掲げるもののほか、火葬場を設置する場所は、公衆衛生上支障がない土地であること。

2 前項の規定にかかわらず、火葬場の設置後において、当該火葬場の経営者以外の者が、同項第 1 号に規定する距離内に住宅等を設置した場合において、公衆衛生上支障がないと市長が認めるときは、同号の規定を適用しない。

(火葬場の施設基準)

第 12 条 火葬場の施設は、次に掲げる基準に適合しなければならない。

(1) 火葬場の境界に障壁又は密植したかん木の垣根等を設けること。

(2) 火葬場の出入口には、門扉を設けること。

(3) 火葬場の境界に接し、その内側に緑地帯を設けること。

(4) 火葬炉には、防臭、防じん及び防音について十分な能力を有する排ガス再燃焼装置等を設けること。

(5) 火葬場には、便所、使用水の施設、待合室及び管理事務所を設けること。

(6) 火葬場には、収骨容器等を保管する施設を設けること。

(7) 火葬場には、灰庫を設けること。

(8) 火葬炉が存する建物及び収骨容器等を保管する施設には、施錠ができること。

(基準の適用除外)

第 13 条 墓地等を引き継いで経営しようとする場合において、土地の状況、墓地等の構造その他の特別の事情があり、宗教的感情上及び公衆衛生上支障がないと市長が認めるときは、第 7 条から前条までの規定を適用しない。

(経営者の講じなければならない措置)

第 14 条 墓地等の経営者は、次に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 墓地等を使用し、又は使用しようとする者に対して、自己の氏名及び住所(法人にあっては、その名称及び主たる事務所の所在地)を明示すること。

(2) 墓地等を清潔に保つこと。

- 2 3,000 平方メートル以上の墓地の経営者は、前項に規定するもののほか、当該墓地の出入口に当該経営者の名称及び主たる事務所の所在地その他の規則で定める事項を規則で定める方法により表示しなければならない。

(委任)

第 15 条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の日の前日までに、合併前の八日市場市墓地等の経営の許可等に関する条例(平成 12 年八日場市条例第 26 号)又は野栄町墓地等の経営の許可等に関する条例(平成 12 年野栄町条例第 23 号)によりなされた処分、手続その他の行為は、それぞれこの条例の相当規定によりなされたものとみなす。
- 3 当分の間、合併前の八日市場市墓地等の経営の許可等に関する条例附則第 2 項又は野栄町墓地等の経営の許可等に関する条例附則第 2 項の規定は、第 7 条から第 12 条までの規定にかかわらず、なおその効力を有する。

附 則(平成 20 年 9 月 25 日条例第 21 号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成 20 年 12 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の日から平成 25 年 11 月 30 日までの間は、改正後の第 6 条第 1 項第 2 号に規定する公益社団法人又は公益財団法人には、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成 18 年法律第 50 号)第 42 条第 1 項に規定する特例社団法人又は特例財団法人を含むものとする。